

医療機器共同利用計画書提出のお願い

平成 30 年(2018 年)7月に公布された「医療法及び医師法の一部を改正する法律」に基づき、滋賀県では令和2年(2020 年)3月に「滋賀県外来医療計画」を策定し、医療機器の共同利用を推進することとしております。

つきましては、令和4年8月1日以降に CT・MRI 等の対象医療機器を設置・更新した医療機関におかれましては、本計画に基づき「医療機器共同利用計画書」の提出に御協力をお願いします。

- 1 目 的 今後、人口減少がさらに進み、効率的な医療提供体制を構築する必要がある中で、医療機器についても共同利用の推進等によって効率的な活用を進める必要があるため
- 2 対 象 令和4年8月1日以降に、CT、MRI、PETおよびPET-CT、放射線治療装置(リニアックおよびガンマナイフ)、マンモグラフィー医療機器を設置・更新する病院および一般診療所
- 3 提出時期 対象医療機器設置後 10 日以内に提出をお願いします
- 4 提出方法 郵送、持参により提出してください
- 5 提 出 先 所管する保健所（※大津圏域は、滋賀県庁医療政策課企画係）
- 6 そ の 他
 - ・ 回答内容は、地域医療構想調整会議(※)において、確認いたします。
 - (※ 二次保健医療圏ごとに設置されている、医療関係者・行政関係者・保険者等で構成する圏域内の医療提供体制について検討を行う会議)

■ FAQ(よくある問い合わせ)

Q 「医療機器共同利用計画書」の提出を求める理由は。

⇒ 今後、人口減少がさらに進み、効率的な医療提供体制を構築する必要がある中で、医療機器についても共同利用の推進等によって効率的な活用を進める必要があることから、共同利用計画書の提出をお願いするものです。

Q 医療機器の共同利用の定義は。

⇒ 連携先の医療機関による医療機器利用のほか、連携先の医療機関からの紹介患者の受け入れや、画像情報および画像診断情報の提供などが含まれます。

Q 共同利用の対象となる医療機関は。

⇒ 病院、一般診療所(有床診療所・無床診療所)となります。(※歯科診療所および一般外来を行わない医療機関は対象外)

Q すでに購入・設置している医療機器は報告対象となるか。

⇒ 報告対象外ですが、医療機器の共同利用は、効率的な医療体制を推進する上で望ましいことから、報告・情報提供いただくことを妨げるものではありません。

Q 会議ではどのような事項を確認するのか。出席を求められるのか

⇒ 「医療機器共同利用計画書」の内容について確認することになります。会議への出席は、必須ではありませんが、場合によってはお願いすることがあります。

医療機器共同利用計画書 手続きフローチャート

医療機関から共同利用計画書提出



各保健所

① 計画書の受理、内容の確認



② 地域医療構想調整会議での確認
※ 書面開催による確認 可



③ 医療政策課へ確認結果を報告

- ☐ 医療機器共同利用計画書
- ☐ 地域医療構想調整会議 結果



医療政策課

共同利用する場合には、HPへ掲載